

「移住女性の就労と高齢期の社会保障—在日タイ女性のエスニック・ビジネスを通して」  
Migrant Women's Employment and Social Security in Old Age: Examining Ethnic Businesses of  
Thai Women in Japan

新倉久乃 NIIKURA, Hisano (和光大学 Wako University)

キーワード：国民年金、厚生年金、エスニック・ビジネス、社会保障制度のジェンダー格差

## 1. はじめに 研究の背景と目的および先行研究

在日タイ女性人口の40%近くを占める50歳以上の女性は、1980年代後半に「移動の女性化」の潮流によって来日し、30年後の現在、高齢期の準備の時期を迎えている。2020年の統計によれば、在日タイ人の38%は永住者の在留資格を得て法的に安定した地位を得ている。しかし、生活面に目を向ければ、日本ではこれまで外国人統合政策をとらず、日本語の習得や生計を立てていくすべを日本人夫の家庭やエスニック・ビジネスなどに丸投げしてきた。在日タイ女性は結婚によって定住し、日本の家計を支え、母国への送金のために就労するものも多い。2000年代からは在日タイ人集住地域で、タイレストランやタイ古式マッサージ店というようなエスニック・ビジネスの起業が相次ぎ、壮年期の女性たちにとって身近な就労の現場となってきた。これは、タイ王国外務省の方針で大使館が在日タイ女性たちの自立のための職業訓練を積極的に勧め、マッサージセラピストの養成やレストランの認証制度などによって後押しされた起業が進んだこと背景となっている。本報告は、在日タイ女性の壮年期に身近な就労場所であるエスニック・ビジネスに従事した経験をもち、現在も生活困窮のリスクを抱える女性たちを対象として、高齢期を支える社会保障を年金加入の実態と背景からその脆弱性を明らかにすることを目的とする。エスニック・ビジネスで就労するマッサージセラピストは個人事業主であり、タイ人オーナーのレストランでは労働契約書や福利厚生がないことがほとんどである。このようなエスニック・ビジネスの日本の経済市場における周辺化という社会的構造とともに、年金におけるジェンダー格差にも焦点をあてる。女性たちは、自分や日本人夫が加入する年金が、国民年金か厚生年金かによって、高齢期の経済的基盤に格差が生じている。日本人夫の職業や妻の収入によっては、妻は国民年金加入をする必要があるが、出身社会に同様な社会保障制度が存在しない場合、女性は年金加入について理解することが困難である。このようにエスニック・ビジネスのもつ脆弱性と、日本社会の社会保障制度の中のジェンダー格差が交差して、高齢期の生活基盤構築に深刻な課題として現れるのである。

先行研究には、エスニック・ビジネスの歴史や多様なエスニシティによるビジネスの特徴を詳細に論じた研究(樋口ら2012)があり、エスニック・ビジネスによる階層移動や日本社会での移住女性の狭められた就労機会も取り上げられている。年金におけるジェンダー格差については、受給額が有利である厚生年金加入の男女格差が指摘されている(伊里2018)。移住女性の年金加入や受給におけるジェンダー格差の研究は未だなされていない。ニューカマーの女性であるフィリピンの結婚移民の高齢化と貧困についての研究(高畑2012)があるが、日本において、移住女性の高齢化とその課題についての研究は始まったばかりである。

## 2. 研究の対象と調査方法

本報告は、在日タイ人の集住地域で、エスニック・ビジネス(タイ古式マッサージ店、タイレストラン)の盛んな神奈川県内を調査地とする。滞日20年以上の50歳以上のエスニック・ビジ

ネスでの就労経験を持つ在日タイ女性 12 人を調査対象とし、半構造化インタビューを行った。調査期間は 2016 年 10 月から 2021 年 11 月までである。

### 3. 事例および考察

在日タイ女性が家族の生計を支える必要性が高い二つの事例を中心に、(1) 家族関係と社会保障制度へのアクセス、(2) エスニック・ビジネスと社会保障制度へのアクセスという二点から女性たちの語りを分析する。

1) 日本人夫との死別後にひとり親としてタイ古式マッサージセラピストとして就労した事例：夫は自営業者であったが、国民年金に加入していないことが死亡の手続きの時に判明した。女性は当時 40 代で国民年金加入を勧められ未納分を請求されたが、学齢期の子ども二人と生活することで精一杯で加入を見送った。年金の免除などの情報を得ることができなかった。それ以来、ひとり親として複数のマッサージ店を掛け持ちして生計を立ててきたが、子どもが成人し、自分が 50 代になって初めて国民年金の手続きを行った。しかし、年金加入期間が短いので、高齢期に十分な年金受給を受けられない。

2) 自営業者の夫と家計を支えるためのエスニック・ビジネスでの就労した事例：夫は国民年金に加入していたが、タイ女性の妻は年金加入について情報を得られなかった。夫の収入を補いタイに送金するため、複数のタイレストランやスナックで働いてきた。60 代になってタイの友人に紹介された日本のクリーニング工場に就労して、初めて年金制度を知り厚生年金に加入した。年金受給年齢がきているが、年金加入期間が不足して年金受給できない。

**考察:**在日タイ女性は日本人夫との結婚による定住の割合が圧倒的に多く、年金加入は夫の就労形態に依拠している。夫が自営業者であったり妻の年収が 130 万円に達すると、妻は厚生年金の扶養家族とならない。このような女性がエスニック・ビジネスで就労する場合、年金加入が福利厚生として保障されず、自ら国民年金に加入することが必要である。しかし、女性は生活保護基準に達しない生活困窮状態にある時、自分の将来への支出である年金を後回しにせざるを得なかった。また、長期間エスニック・ビジネスで就労すると職場で年金に関する情報を得られず、加入期間不足によって年金受給権がない、あるいは受給額が少ないという問題が生じた。女性は、日本人家族の就労形態や経済状況とエスニック・ビジネスでの就労という二つの要素が交差することによって、社会保障制度へのアクセスを阻害されていた。

### 4. まとめ・・・周辺化された在日タイ女性の家庭とエスニック・ビジネス

これらタイ女性は日本人の家族として生活をし、生活保護に頼らず生計を立ててきたが、日本の社会保障制度について十分な情報を得ていなかった。彼女たちの就労を支えたエスニック・ビジネスの現場では、マッサージセラピストは個人事業主として扱われ、タイ人経営者の小規模タイレストランでは福利厚生まで負担することができないことが多い。本報告では、移住女性の高齢化の課題を、女性の壮年期の生計を支えてきた日本の家族関係とエスニック・ビジネスの実践の積み重ねの帰結として、社会保障を中心にエスニック・ビジネスの周辺化とジェンダーの視角から問題提起する。

【参考文献】 伊里タミ子, 2018 「高齢者問題」杉本貴代栄編著『女性学入門〔改訂版〕—ジェンダーで社会と人生を考える』ミネルヴァ書房、高畑幸, 2012 「在日フィリピン人研究の課題—結婚移民の高齢化を控えて—」『理論と動態』第 5 巻 特定非営利活動法人社会理論・動態研究所、樋口直人編, 2012 『日本のエスニック・ビジネス』世界思想社